

# 清水中央ロータリークラブ 細則

## 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外本のクラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12ヶ月

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11～15名により成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニ）、副会長、幹事、会計、および会場監督である。理事会の裁量により、本細則第3条第1節に基づいて選挙された4～8名の理事を加えることができる。

## 第3条 理事および役員選挙

### 第1節 指名

役員を選挙すべき会合の1ヵ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次々年度）、副会長、幹事、会計および4～8名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を利用することを決定した場合、かかる委員会をクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載され、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た4～8名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は会長ノミニとなるものとする。会長ノミニは、選挙後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の7月1日に会長に就任するものとする。

### 第2節 会場監督の選任

役員と理事が理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

### 第3節 欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

## 第4条 役員の仕事

### 第1節 会長

会長の仕事は次のとおりとする。

- (a) 本クラブの会合および理事会の議長
- (b) その他通常その職に付随する仕事

### 第2節 直前会長

直前会長の仕事は次のとおりとする。

- (a) 理事会のメンバーとしての仕事
- (b) 会長または理事会によって定められる仕事

### 第3節 会長エレクト

会長エレクトの仕事は次のとおりとする。

- (a) 理事会のメンバーとしての仕事
- (b) 会長または理事会によって定められる仕事

## 第4節 副会長

副会長の仕事は次のとおりとする。

- (a) 会長不在時の会長仕事
- (b) その他通常その職に付随する仕事

## 第5節 幹事

幹事の仕事は、次のとおりとする。

- (a) 会員記録の整理保管
- (b) 会合における出席の記録
- (c) 諸会合（理事会および委員会等）の通知の発送
- (d) 諸会合の議事録作成と保管
- (e) 全会員の人頭負担金および半期会員報告書（毎年7月1日と1月1日現在）の提出、報告後に本クラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭負担金を記載した半期会員報告書（1月1日と7月1日現在）の提出、会員資格変更報告書の提出、その他R Iに対する義務報告、および地区ガバナーに対する本クラブ例会の月次出席報告書（毎月最終例会の後15日以内）の提出
- (f) R I公式雑誌の購読料の徴収とR Iへの送金
- (g) その他通常その職に付随する仕事

## 第6節 会計

会計の仕事は、次のとおりとする。

- (a) すべての資金の管理保管
- (b) 毎年1回およびその他理事会の要求に基づく説明
- (c) その他通常その職に付随する仕事。なお、職務を引き継ぐ場合は、その保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆる本クラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

## 第7節 会場監督

会場監督の仕事は、通常その職に付随する仕事およびその他会長または理事会によって定められる仕事とする。

## 第5条 会合

### 第1節 年次総会

本クラブの年次総会は、毎年12月例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

### 第2節 例会

本クラブの毎週の例会は木曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき正会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60%に出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

### 第3節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

### 第4節 理事会

定例理事会は毎月第1例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集さ

れるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。

## 第5節 理事会の定足数

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第6条 入会金および会費

### 第1節 入会金

入会金は50,000円とし、入会承認に先んじて納入すべきものとする。ただし、標準ロータリークラブ定款第11条の規定に該当する場合にはこの限りではない。

### 第2節 会費

会費は年額185,000円とし、各半年ごとの各支払い額のうち一部は、各会員のR I公式雑誌の購読料に該当するという了解の下に、毎年2回7月1日と1月1日に納入すべきものとする。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

## 第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および青少年奉仕である。本クラブは地域や時代の要求に柔軟に対応して、自由に発想活動できる組織を形成し積極的に取り組んでいくこととする。

## 第9条 委員会

### 委員会の設置

各委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を実行推進する責任を担う。会長エレクト、会長、および直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力する。

(a) 会長は、理事会の承認の下に、次の常任委員会を設置しなければならない。

- ・クラブ運営委員会
- ・奉仕プロジェクト委員会
- ・クラブ広報委員会
- ・会員組織委員会
- ・ロータリー財政委員会

(b) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ運営、奉仕プロジェクト、クラブ広報、会員組織およびロータリー財政委員会について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

その他必要に応じて、特別委員会・諮問会議等を設けることができる。

(c) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(d) 各委員会は、本細則によって付託された職務に加えて、会長または理事会が付託する事項を処理するものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(e) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任をもち、委員会の活動を監督、調整する責務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(f) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、会員増強の活動を監督、調整させるものとする。

(g) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ現実的である限り、1名または数名の委員を再任するか、1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより、委員会に継続性をもたせるものとする。

(h) 委員会は会員の希望も含め、同じ委員会の再任を妨げない。

## 第10条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なR I資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中にその実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

[ ]は常任委員会について特定分野を担当する委員会  
(例)

### 第1節 クラブ運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動や援助を実施するものである。

クラブ運営委員会委員長は、クラブ運営の諸活動に対して責任をもち、諸特定分野について設置される委員会の活動を監督、調整する任務をもつものとする。

#### [a] プログラム委員

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、担当者と調整手配しなければならない。また理事会へ参加して、例会や行事を有意義に機能活性化させる為、プログラムを確認調整するものとする。

#### [b] 親睦活動委員

この委員会は、会員間の理解と友情を深め、会員家族を含め親睦を図る為の活動の企画推進と参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

#### [c] 会場委員

この委員会は、毎回の例会開催にあたり、会場の設営及び食事の手配等を行い、例会が円滑に行われるよう準備を行うものとする。

#### [e] 出席委員

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この活動は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

### 第2節 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地域社会および諸外国における、時代に即したニーズに応えるべく会員の職業倫理や職責を広く遂行し 教育的、人道的プロジェクトを企画し、実施するものである。委員長は、本クラブの奉仕プロジェクト活動に責任をもち、諸特定分野について設置される次の委員会の活動を監督し、これを調整するものとする。

#### [a] 地域奉仕委員会

この委員会は地域社会や職業関係における諸責務を遂行し、環境や福祉までも含めた住み良い地域社会を築いていけるような指導や援助を、柔軟に方策し実施していくものとする。

#### [b] 国際奉仕委員会

この委員会は地域や諸外国の国際関係や青少年の健全育成における諸責務を遂行し、人間尊重のもとに基本的な教育や健康、将来の健全な指導者の育成など、平和で平等な国際社会を地域から築いていけるような指導や援助を、柔軟に方策し実施していくものとする。

#### 第3節 クラブ広報委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施するものである。

委員長は、本クラブのクラブ広報活動に責任をもち、諸特定分野について設置される次の委員会の活動を監督し、これを調整するものとする。

#### [a] 雑誌・広報委員

この委員会は、ロータリー誌に対する読者の関心を喚起し：雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し：新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し：ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。また、広く一般世間に、ロータリーに関する情報を提供し、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

#### [b] クラブ会報委員

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

#### [c] IT推進委員

この委員会は、会員同士、会員と事務局、地区、分区そのほかとのコミュニケーション手段の1つとしてITの活用を推進するものとする。

#### 第4節 会員組織委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。委員長は、本クラブの会員組織活動に責任をもち、諸特定分野について設置される次の委員会の活動を監督し、これを調整するものとする。

#### [a] 会員増強委員

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

#### [b] 職業分類委員

この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

#### [c] ロータリー情報委員

この委員会は、全会員とくに新会員が、ロータリーを十分理解し、ロータリー会員の特典と責務を把握出来る

よう援助することに力を注がなければならない。また、3名の会長経験者により構成されるものとし、それぞれ毎年1名を3年の任期をもって任命するものとする。

#### 第5節 ロータリー財政委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団他を支援する計画を立て、実施するものである。委員長は、ロータリー財団活動に責任をもち、諸特定分野について設置される次の委員会の活動を監督し、これを調整するものとする。

#### [a] ロータリー財団委員

この委員会は、本クラブの会員が、ロータリー財団に対する理解と認識を深めるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。また、ロータリー財団への寄附及び、ロータリー財団奨学生についての活動を監督しこれを調整するものとする。

#### [b] 米山委員

この仕事は、本クラブの会員が、財団法人ロータリー米山記念奨学会に対する理解と認識を深めるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。また、米山奨学会への寄附及び、米山奨学生についての仕事を監督しこれを調整するものとする。

#### 第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12カ月を超えない限りにおいて本クラブの例会出席を免除される。(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその正会員を出席同様にみなすためのものではない。その正会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された正会員は欠席と記録されなければならない。ただし、標準ロータリークラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない。)

#### 第12条 財務

##### 第1節 予算の作成

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費用に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

##### 第2節 資金の取り扱い

会計は、本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

##### 第3節 支払い

すべての勘定書は、会計もしくは権限をもつ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

##### 第4節 監査

すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な監査が行われるものとする。

##### 第5節 資金管理

資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管をするために、理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担する。

## 第6節 会計期間

本クラブの会計年度は7月1日から6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日から12月31日に至る期間および、1月1日から6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行うものとする。

## 第13条 会員選挙の方法

### 第1節 正会員の推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

### 第2節 条件の確認

理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

### 第3節 推薦の決定および通知

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

### 第4節 被推薦者への説明義務

理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

### 第5節 入会の条件

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会が会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合、被推薦者が名誉会員でなければ、細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は名誉会員でなければ、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

### 第6節 入会の手続き

このような選挙後にクラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をR Iに報告し、会長が、当該新会員が本クラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、当該会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

### 第7節 名誉会員

本クラブは、標準ロータリークラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

## 第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第15条 議事の順序

議事の順序は、原則として次のとおりとする。

1. 開会点鐘
2. 国家斉唱（毎月第1例会のみ）
3. ロータリーソング斉唱
4. 四つのテスト唱和
5. ビジター紹介
6. 会長の時間
7. お祝い事の発表
8. 幹事報告
9. 委員会報告
10. スマイルニュース発表
11. 卓話 その他のプログラム
12. 閉会点鐘

## 第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されなければならない。標準ロータリークラブ定款およびR Iの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

## 附 則

このクラブ細則は2010年12月1日に承認施行

このクラブ細則は2013年6月6日に改正し、実施する